

令和2年度 社会福祉法人 晃丘会 事業計画書

I 基本方針

令和2年度は中長期事業計画（2018-2020）の最終年度であり、計画の実現に向けて具体的に取り組む。また、これまでを振り返るとともに、さらに5年後を見据えて、持続可能な法人経営を実現するために組織体制と財務基盤の一層の強化を図ることを基本方針とする。

II 重点事項

1. 経営管理

評議員会・理事会・法人定例会議等を適切に運営して、「晃丘会はどうあるべきか」「何をすべきか」を明確にし、その実現のために選択と集中による事業の再構築と経営資源の有効活用で経営基盤の安定性を高める。

2. 財務管理

適切な会計処理を行い正確な財務諸表を作成・検証して、事業活動と収支の問題点を改善することで財務基盤を強固にししながら、新たな福祉サービスへの再投下の流れを創る。

3. 人事管理

人事に関するポリシー（法人の職員に対する考え方）を明確にして、求人・採用・育成・評価・定着のサイクル構築に取り組む。また、働き方改革等に対応して改定した各種規程を適切に運用しつつ点検・再改定をしていくことで、より働き易く、多様な人材の多様な働き方に対応できる職場環境を整備する。

4. 地域貢献

高齢者福祉事業と障害者福祉事業を経営する法人の特色を活かして包括的に地域福祉に貢献できるように、地域の各種団体・行政・保健・医療・福祉機関との連携・協働を推進する。また、ボランティアの受け入れ、学校教育への協力、地域の行事への参加などを積極的に行い地域との共生を図る。

III 事業計画

1. 法人本部

【基本方針】

法人本部は評議員会・理事会・法人定例会議を中心とした組織体制の強化を図り、中長期計画の策定と推進を担い、法人経営を持続可能にすることを目的とする。そのために、新たに取得した土地を含む経営資源の有効活用、収支状況等の経営上の課題やサービス提供等の事業運営上の課題の収集・分析等の経営管理、および働き方改革の推進と人材確保・育成等を一元的に行い、生産性を高めて事業規模の拡大を進める。

【重点事項】

①法人経営の強化

・評議員会・理事会・法人定例会議を中心に経営企画・業務執行機能の強化に取り組み、経営資源の有効活用と利益の最大化を図る。

②事業管理

・法人定例会議において中長期計画及び各事業の進捗管理及び課題の収集・分析を行い、財務管理・勤怠管理システムを最大限に有効活用して事業運営の効率化を進めて生産性を高める。

③財務管理

・財務諸表を活用して収支状況・事業の効率性等を検証し、経営資源の有効活用に必要な対策を検討する。また各種経費を精査してキャッシュフロー経営を進める。

④人事管理

・法人として人事に関するポリシー（職員に対する考え方）を明確にして、求人・採用・育成・評価・定着のサイクル構築に取り組む。また、働き方改革を推進し、多様な人材が能力を活かせる職場環境を整備する。

⑤緊急時対応、防火・防災対策

・防災・衛生管理委員会と連携して災害時の初動および災害発生から数日間の対応方法、ライフラインの確保、備蓄品の精査と管理について検討する。また、避難訓練等の実施と安否確認システムの活用で職員の防火・防災に関する意識・知識の向上に努め、産業医巡視等で各施設の危険個所の確認と改善を行う。施設・設備の修繕計画の策定を行う。

⑥労働災害防止・職員の健康管理

・防災・衛生管理委員会と連携して、定期健康診断の実施・予防接種指導・職場内点検等を計画的に行う。また、ストレスチェックを活用しメンタルヘルスに関する啓蒙を行うことで職員の安全と健康を確保する。

⑦ホームページ・求人サイトの有効活用

・法人定例会議において現状を精査し、財務内容、事業活動の公表および採用活動のツールとして真に活用可能なサイトへ見直しをする。

2. 高齢者福祉部門

[ケアハウス シャトーおおるり]

[特別養護老人ホームおおるりの森] [ショートステイおおるりの森] [デイサービスおおるりの森]

【基本方針】

活動の基本である法人理念のもと、法人ビジョン（あるべき姿）と運営方針を常に意識して業務に取り組む。

職員が魅力を感じる職場づくりを推進するとともに、安定した事業運営のために生産性の向上に努める。

【重点事項】

《 高齢者福祉部門 》

1. サービスの質の向上

法人内部研修の充実と外部研修の積極参加を推進して職員個々の資質向上に取り組む。

2. 適正な事業運営

守るべきルール、個々の役割や責任を明確にして質の高いサービスを継続して提供する。

全職員がコスト意識を持ち無駄を省いて経費の適正化と施設稼働率の向上を図る。

(1) ケアハウス シャトーおおるり

① 入居者の満足度向上への取り組み

入居者の快適な生活のために、生活相談員が中心となって施設援助方針の見直しと個別援助計画を作成・更新して、全職員がその計画に基づいた支援を徹底する。

② 入居者の確保 居室稼働率 目標 75%

施設の特性を活かして、市の高齢福祉課や生活福祉課、また地域包括支援センターとの関係性を構築して住居確保要配慮者や生活困窮者等への入居相談を受け付けることで、地域福祉への貢献と稼働率の向上を図る。

③ 健康で生きがいのある生活の実現

嘱託医健診や定期健康診断等で入居者の健康状態の把握をする。
 「入居者に喜ばれる」ために施設内・外出の各行事の充実を図る。
 「おおるり便り」「感謝祭」等を有効に活用しご家族との連携を深める。

(2) 特別養護老人ホームおおるりの森

① 幸せや喜びを感じらえる場面作り

利用者及び入居者お一人お一人の個性を重視したケアを基礎として、暮らしの中に幸せや喜びを感じられるような場면을積極的に作り出すケアに取り組む。
 そのために「やってほしいこと」「やりたいこと」等の前向きなニーズと「やってほしくないこと」「やりたくないこと」等のニーズを把握し、基本ケアの原点に立ち返る。

② 中堅職員の人材育成強化

経験5年から10年未満の職員を重点にリーダーシップの開発や専門知識及び技術の向上を目的とした研修や勉強会を実施し人材育成の強化を図る。また、職員自らも将来像を見据えた目標を明確にし、委員会活動等も含め主体性をもって課題解決に取り組める体制作りを行う。

③ 認知症カフェの開催

デイサービス利用者が中心となり、様々な方が集える認知症カフェを定期開催する。デイサービス利用者は担当ケアマネジャーと連携し、機能訓練の一環として参加していただく。(ケアプランの位置付け) また、地域包括支援センターに協力を仰ぎ、地域の方や家族介護者が参加スタイルを自由に選択できる方法にて、交流目的の他にもクラブ活動やミニセミナー等もプログラムに組み込んでいく。

事業所名	会議名	開催頻度	内 容
シャトー おおるり	職員会議	月1回	施設長からの指示及び職員報告を基に検討を行い、全体の共通認識化を図る。 入居者処遇、業務関係、翌月の行事等の打ち合わせ、研修報告等を行う。
	事故防止 検討委員会 (身体的拘束 適正化委員会) (虐待防止 委員会)	年4回 以上	介護事故発生の防止及び再発防止の為の対策を検討する。 身体的拘束の予防の啓発をする。 虐待の予防と早期発見を目的とする。 年間研修計画表に基づき事故防止及び身体的拘束等適正化、虐待防止に関する研修を行う。
	感染予防 委員会	月1回	感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討する。 マニュアルの更新。

おおるりの森	全体会議	月 1 回	施設長からの指示及び職員報告を基に検討を行い、全体の共通認識化を図る。 利用者対応、業務関係、翌月の行事等の打ち合わせ、研修報告を行う。
	リーダー会議	月 1 回	施設長からの指示及び各ユニットの報告を基にユニット運営の検討を行う。
	事故防止 検討委員会	年 6 回	事故防止・虐待防止・身体拘束廃止・苦情に対する対応検討を行う。
	ユニット 会議	月 1 回	ユニットの運営及び他ユニットとの連携等について検討を行う。
	サービス 担当者会議	適宜	利用者、ご家族にも参加していただきサービスの内容の確認変更等について検討する。看取りケアのカンファレンスも含む。
	食事委員会	不定期	食事に関することすべてについて検討を行う。
	企画委員会	不定期	全体行事の企画。 ボランティアの受入れ。
	排泄ケア 委員会	年 4 回	おむつや下剤等の使用方法について検討し、利用者の排泄に関する QOL 向上を図る。
	褥瘡対策 委員会	年 3 回	褥瘡の予防・対応に関する検討を行う。 マニュアルの更新。
合 同	感染予防 委員会	年 3 回以上	感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に関する対策の検討を行う。 マニュアルの更新。
	防災・衛生 管理委員会	月 1 回	職場・職員の衛生管理に関する検討と対応。 避難訓練・救急講習の開催及び、防火・防災に関する検討と対応。 マニュアルの改訂。

3. 障害者福祉部門

[障害者支援施設ひばり] [就労継続支援 (B型) 事業所ひばり]

[共同生活援助事業所つぐみ] [サポートセンターひばり]

[地域活動支援センターひばり] [日中一時支援事業所ひばり]

【基本方針】

新たに示された生活介護支援のガイドラインにより、重度の障害ある方々に対するサービス提供で軽視されがちであった「社会参加支援」と「意思決定支援」が、サービスの必須事項であると明確化されました。この変化に対し、晃丘会障害部門では活動棟を増築し、社会参加を視野に入れた活動へのチャレンジや、様々な体験から生まれるより豊かな意思決定にも繋げているところです。

令和2年度はパラリンピックとともに、パラリンアート世界大会2020が開催され、障害ある方々の自由な感性による活躍への期待が世界に広がっていきます。我々の支援する利用者もそのチャレンジの機会を大きく広げ、のびのびとその感性を発揮していただき、彼らの存在の素晴らしさや、彼ら独自の表現から創り出されたものを発信していけるよう事業を推進していきます。

【重点事項】

《障害者福祉部門》

1. 障害ある方々やその家族のことを大切に考え、その困っていることに対して、「いつでもサポートすることが出来る」支援体制の構築を目指していきます。
2. 周囲の人々を、笑顔にしたり、元気にしたり、楽しんだり、優しくしたりすることの出来る障害ある方々の活躍のかたちを創り出し、社会に発信していく支援体制の構築を目指していきます。
3. いちごハートネット事業、フードバンク事業への参加、子ども食堂への協力等を通して、社会貢献活動を進めるとともに、地域の諸問題に 대응し、新たなネットワーク作りを目指します。

(1) 障害者支援施設 ひばり

＜入所支援＞

- ① 寄り添う支援者としての在り方を再確認しながら、入所生活のサポート力を高める。
- ② 日課はあくまで目安として、利用者の今の気持ちを優先する工夫を重ねていく。
- ③ 新しい短期入所部屋での支援体制を確立していく。

＜生活介護支援＞

- ① 全ての利用者に、様々な活動にチャレンジする機会を積極的に設け、その達成感や充実感に繋げていくとともに、さらなる活躍や社会参加への意思を高めていただくよう支援していく。
- ② 重度の障害ある方々はサービスを受けるばかりの存在ではなく、社会に貢献できる存在です。ひばりでは生活介護支援を「創造・発信事業」として捉え、利用者の自由な表現を引き出し、その存在の素晴らしさや、彼らが創り出したものを発信することで、社会の中での活躍に繋げていきます。

(2) 就労継続支援 (B型) 事業所 ひばり

- ① 「ひばりに働きに来ることが楽しみ」となるよう、利用者が生き生きと主体的に活躍できるための工夫を進めていく。
- ② 利用者一人ひとりと対話しながら、より活躍するためのスキルアップを図っていく。
- ③ 作業の中で、一人ひとりの良いところ、強み、アイデアを発揮できるよう支援し、その個性を発揮した商品の開発にも繋げていく。
- ④ 利用者の活躍や個性の発揮された商品を、地域社会に発信していくための工夫を進める。

(3) 共同生活援助事業所 つぐみ

- ① 高齢の利用者がこれからの生活を安心しておくれるように、様々な工夫を進めていく。
- ② 今後のグループホーム事業の拡大にも活かせるよう、業務の効率化や、利用者の意思を大切に
にした支援の向上等に、ICT を積極的に活用していく。
- ③ 誰かの役に立つ幸せ、誰かとのつながりを感じる幸せを、グループホームの生活の中で感じ
ていただけるような工夫を進めていく。

(4) サポートセンター ひばり

- ① 障害や疾患等への視点にとらわれることなく、その人としっかり向き合い、その人にとって
の幸せな生活が送れるようサポートする。
- ② 「聴く、聞く、訊く」をコンセプトに、訪問を中心に、直接会うことを大切にしていく。

(5) 健康管理

- ① 看護師をリーダーとし、利用者の健康への配慮の徹底化を図る。
- ② 喀痰吸引研修の受講、看護師の増員等により、医療的支援行為の必要な方への対応力を高め
ていく。

(6) 栄養管理

- ① 利用者に満足していただける「美味しい食事」の提供の為、メニューの改善や、選択機会を
増やす取り組み等を進めていく。
- ② 偏食傾向のある利用者、嚥下機能の低下した利用者が、食事を楽しめるよう工夫していく。

(7) 危機管理

- ① 組織全体における利用者への安全配慮意識を高める取り組みを進める。
- ② 各種危機管理マニュアルを重要項目から優先して見直し、実行性を高める。

(8) 地域交流

- ① 利用者の個性や優しさが地域の方々に理解されるよう、地域のイベントへの参加、外出支援
等、積極的に地域に出かけ、地域の方々と交流される機会作りを行う。
- ② 地域にある様々な問題に対して、障害部門としてどのような関わりや働きかけが出来るのか、
これまでに形成したネットワークの発展、新たなネットワーク作り等、積極的に展開してい
く。

(9) 定例会議

以下の会議を実施することで、利用者支援の充実を図る。

会議名	開催頻度	内 容
職員会議	月 1 回	施設長及び法人本部よりの伝達、各部署からの報告を 行い全体への徹底化を図る。設定されたテーマによる グループディスカッションを行っていく。
リーダー会議	月 1 回 以上	支援の方向性の確認、解決すべき課題の検討、職員の スキルアップ等、必要に応じてテーマ設定を行い、月 1 回以上の開催としていく。

ケース会議	月 1 回	利用者の意思を尊重した支援方法、その方の良い点や、その人らしさに着目した支援方法の検討を行う。
入所会議	月 1 回	支援者のあり方が及ぼす利用者の気持ちの変化を検証しながら、支援の工夫を進めていく。意思決定を尊重した柔軟な日課の組み立てを検討していく。
生活介護 会議	月 1 回	重度の障害ある方々の存在の素晴らしさや、独自の表現力等に着目し、一人ひとりが社会の中でどのような活躍が出来るのか、その支援方法を検討していく。
就労継続 支援会議	月 1 回	利用者が「ひばりに働きに来ることを楽しみにされているか」を常に検証しながら、一人のひとりのスキルアップへの課題の検討や、商品の発信の方法等の検討を行う。
つぐみ会議	月 1 回	利用者の高齢化などの変化への対応や、ICT を活用した支援の向上等の検討を進める。
健康管理・ 栄養ケア会議	月 1 回	医療機関からの情報等を基に、看護師、管理栄養士、サービス管理責任者、利用者担当職員等で利用者の健康維持のための検討をしていく。
相談支援会議	適 宜	情報の共有とケース検討、様々な社会資源の活用に向けた検討等を行う。
安全委員会	適 宜	医療的ケアを安全に進めていくための検討を行う。
虐待防止委員会	隔月以上	虐待予防システムの活用等を通して、施設内の虐待防止意識を高めるための取り組みを進めるとともに、具体的な支援の改善を図っていく。
事故防止委員会	月 1 回	サービス管理責任者からの事故防止の呼びかけや、ヒヤリハット報告の確認及び対応の検討、リスクマネジメントマニュアルの作成に関する検討などを進める。検討内容を職員会議等で周知させていく。